

随 意 契 約 理 由 書

| | |
|--|--------------------------|
| 1 業 務 名 | 電気自動車急速充電器購入（中島パーキングエリア） |
| 2 業 者 名 | 株式会社ハセテック |
| 3 随意契約理由 | |
| <p>本件は、電気自動車の普及促進及び阪神高速道路上での電欠回避のため全有人パーキングエリアに設置している電気自動車急速充電器（以下「充電器」という。）のうち、中島パーキングエリア（以下「中島PA」という。）に設置した充電器が故障し修理不可能と判断されたため、新たに購入するものである。</p> <p>阪神高速道路パーキングエリアに設置している充電器は、電気自動車が阪神高速道路を電欠することなく安全に通行するための不可欠な施設になっており、故障が長期化した場合、電気自動車で阪神高速道路を走行するお客さまに不便をかけ、電欠により渋滞や交通事故を誘発するおそれもあり、安全・安心の観点から大きな問題となるおそれがある。</p> <p>株式会社ハセテックは、従前設置されていた中島PAも充電器メーカーであり速やかに代替の充電器を設置し、運用を再開するためには、同社と契約するほうが早期に納品できる可能性が高く、また設置に際しては中島PAが海上にあることから重耐塩塗装が必要になるが、ヒアリングの結果、同社は他者よりも短期間で納品できることが確認できている。</p> <p>よって本契約は阪神高速道路株式会社契約規程第2条第2号の規定により随意契約とする。</p> | |
| <p>阪神高速道路株式会社契約規程第2条第2号の規定による。</p> | |